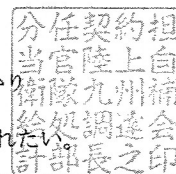


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 小池ゆかり



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3SNEISA00020		3SPA1A21001 0001					
品名 または 件名							
目達原#233建物昇降機保守点検 ほか6件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九州補給処							
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
目達原駐屯地				令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和5年3月14日(火)10時00分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和5年3月22日(水)13時30分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和5年3月13日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止
- ク 当駐屯地において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入門時検温を実施しております。当日37.5度以上の発熱症状のある方は入門をお断りしておりますのでご了承下さい。

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先


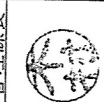
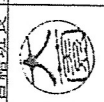
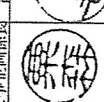
- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関する事
調達会計部契約課 第2契約班 担当 四元 (内線2319)
- ウ 仕様書に関する事
総務部管理課営繕班 担当 養毛 (内線2257)

品目等内訳書

NO	契約実施計画番号	3SNEISA00020		単位	数量	名	単価	金額	単価	納期	指定
	調達要求番号	物品番号	物品								
		部品番号 または 規格		仕様書番号							
		使用器材名									
1	3SP1A21001	0001		EA	1.00					九州補給処	
	目達原# 2 3 3 建物昇降機保守点検 仕様書のとおり										
2	3SP1A21002	0001		EA	1.00					目達原駐屯地 令和5年4月1日～令和6年3月31日 九州補給処	
	目達原# 2 4 3 整備工場昇降機保守点検 仕様書のとおり										
3	3SP1A21003	0001		EA	1.00					目達原駐屯地 令和5年4月1日～令和6年3月31日 九州補給処	
	目達原# 2 8 5 建物昇降機保守点検 仕様書のとおり										
4	3SP1A21004	0001		EA	1.00					目達原駐屯地 令和5年4月1日～令和6年3月31日 九州補給処	
	目達原# 2 1 7 建物昇降機保守点検 仕様書のとおり										
5	3SP1A21005	0001		EA	1.00					目達原駐屯地 令和5年4月1日～令和6年3月31日 九州補給処	
	目達原# 2 3 1 建物昇降機保守点検 仕様書のとおり										
6	3SP1A21006	0001		EA	1.00					目達原駐屯地 令和5年4月1日～令和6年3月31日 九州補給処	
	目達原# 2 4 9 倉庫大型昇降機保守点検 仕様書のとおり										
7	3SP1A21007	0001		EA	1.00					目達原駐屯地 令和5年4月1日～令和6年3月31日 九州補給処	
	目達原# 2 4 9 倉庫直搬送機保守点検 仕様書のとおり										
- 以下 余白 -											

表紙共3枚

仕様書件名：目達原#233建物昇降機保守点検

件名	目達原#233建物昇降機保守点検	図面番号	1/3
図名	表紙	縮尺	—
総務部長	管理課長	当班班長	設計
			
九州補給処 総務部		管理課	
		R5. 1. 17	

仕様書

- 1 件名: 目達原# 233建物昇降機保守点検
- 2 場所: 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 4 概要: #233建物昇降機(管制塔) 1機の定期点検フルメンテナナンスを実施する。

#233建物昇降機仕様

製造者名	ダイコー (株)
型式	ロープ式マシニング式
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式
機種	機械式スズメ専用エレベータ
用途	乗用
定格荷重	600kg (定員9名)
定格速度	60m/min
運転操作方法	乗合全自動方式
停止階段数	1階~4階 4箇所
出入口の数	4箇所 同方向
昇降工程	1, 2, 3, 5, 0mm
かご内法	開口1,400mm 奥行1,100mm
その他	冠水時管制運転装置 地震管制運転装置 火災時管制運転装置 普通級 ロープ式用

5 一般事項:

- (1) 本保守点検は特記事項によるほか、国土交通省大臣官庁官房官庁業務修繕「建築物保安業務共通仕様書及び解説平成30年版」、国土交通省の示す「昇降機の適切な維持管理に関する指針」「エレベータ保守・点検業務標準契約書」に定めるところによる。
- (2) 本保守点検は(1)によるもののほか、年度内に必要に応じて実施する。
- (3) 請負者は本仕様書及び現場において、不明な点が生じた場合、監督官と調整すること。
- (4) 請負者は本保守点検に際し、既設物等を汚破損した場合、速やかに原形に復旧する。
- (5) 請負者は本保守点検にあたり、現場の整理整頓、安全管理に努めること。

6 特記事項:

- (1) 定期点検の内容については、下表によるものとし、各部の点検及び調整を実施する。

点検項目 (毎月分)

1	昇降路・ピット
(1)	環境状態
(2)	主・副巻機ロープ
(3)	ガイドレール
(4)	つり合いおもり
(5)	非常停止装置
(6)	移動ケーブル
(7)	下乗りミットスイッチ
(8)	緩衝器(パップアー)
(9)	各テションアップリ
(10)	はかり装置
(11)	そらせ車
(12)	副巻機
(13)	巻上機・電動機
(14)	ブレーキ
(15)	受電盤・制御盤

2	かご
(16)	かご運転状況
(17)	外部連絡装置
(18)	扉の安全装置 (セフティシュー) 光電装置
(19)	停電灯装置
(20)	かご内装・照明・ファン
(21)	かご操作盤・表示器
(22)	扉の開閉状態
(23)	かご上環境状態
(24)	かご上安全停止スイッチ
(25)	ガイドレール・ローラー
(26)	上乗りミットスイッチ
(27)	給油器
(28)	かごの壁又は囲い、天井及び床
(29)	かごの戸のスイッチ
(30)	床合わせ矯正装置及び着床装置
(31)	用途、積載量及び最大定員の標識
(32)	かごの戸及び取居

- 3 乗場
- (1) かご着床状態
- (2) 乗場の扉・取居
- (3) 扉の開閉状況
- (4) ドアインターロックスイッチ
- (5) 操作盤・表示器

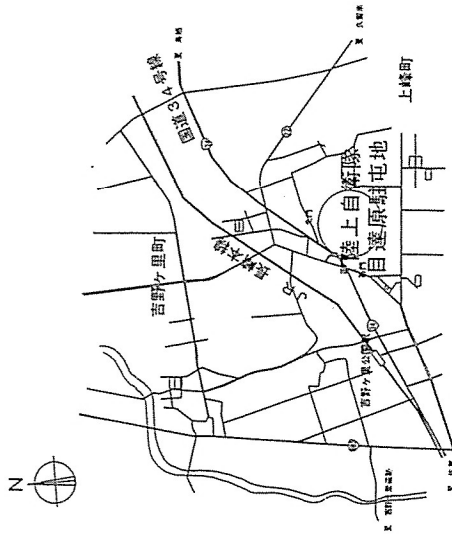
点検項目 (年1回)

1	機械室 (機械室を有しないエレベーターにあつては、兼用)
(1)	救出装置
(2)	制御器 ヒューズ
(3)	制御器 電線 電動機ケーブルの回路 (300V以下)
(4)	制御器 殺油
(5)	巻上機 綱車又は巻胴
(6)	巻上機 軸受
(7)	巻上機 ブレーキ
(8)	そらせ車
(9)	電動機
(10)	駆動装置等の耐震対策
2	共通
(1)	かご制動装置
(2)	主索又は鎖 (主索)
(3)	主索副巻機ロープの取付部
(4)	はかり装置
(5)	戸開走行保護装置
(6)	地震時警報装置
(7)	落下防止装置
(8)	制動装置
3	かご室
(1)	操縦機
(2)	かごの底先
4	かご上
(1)	頂部鋼車
(2)	副巻機ロープ
(3)	ガイドレール及びびレールブラケット
(4)	施錠装置
(5)	昇降路における壁又は囲い
(6)	取居の戸及び取居
(7)	昇降路内の耐震対策
(8)	移動ケーブル及び取付部
(9)	約合おもりの各部
(10)	約合おもり非常止め装置
(11)	約合おもりの吊り車
(12)	かごの戸の開閉機構
(13)	かごの枠

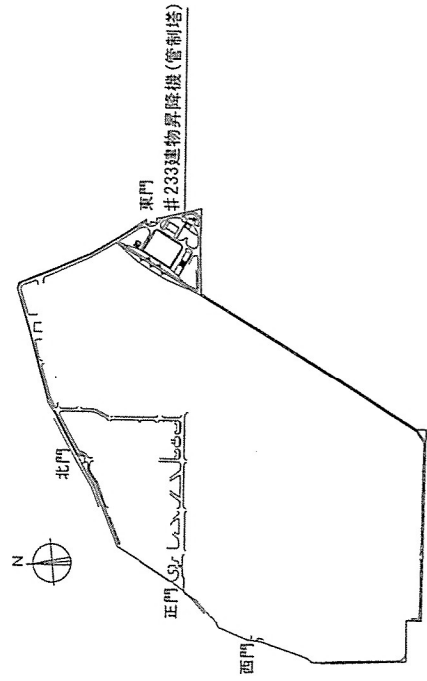
4	付加装置 (オプション)
(1)	地震管制運転装置
(2)	降電管制運転装置
(3)	火災管制運転装置
5	機械室 (機械室を有しないエレベーターにあつては、兼用)
(1)	速度 定格速度
(2)	制御器 閉回路及び過断機
(3)	制御器 接触機、種電器及び接地機
6	共通
(1)	救急設備等
(2)	主索の張り

5	乗り場
(1)	非常解除装置
(2)	乗り場の戸の遮断構造
(3)	昇降機の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造
6	ピット
(1)	保守用停止スイッチ
(2)	底部安全距離確保スイッチ
(3)	緩衝器
(4)	張り車
(5)	ピット床
(6)	かご非常止め装置
(7)	かご下綱車
(8)	釣合鎖の取付部
(9)	釣合おもり底部すき目
(10)	移動ケーブル及び取付部
(11)	ピット内の耐震対策
(12)	駆動装置の主索保護カバー
(13)	かごの枠

- (2) 本保守点検実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- (3) 請負者は定期点検及び建築基準法に基づき点検完了後、点検報告書を1部監督官に提出する。
また請負者所定の点検報告書を使用する場合は、その使用は仕様書の点検内容を反映させたものとする。
- (4) 請負者は昇降機の故障等で連絡を受けた場合は、早急に担当者を派遣し現状復旧する。
- (5) 請負者は初回点検時に各点検状況を撮影し、1部監督官に提出するものとする。
- (6) 請負者は別途に経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告するものとし、その
際見積書を添付する。



目達原駐屯地周辺案内図







目達原駐屯地配置図

件名	目達原#233建物昇降機保守点検	図面番号	3/3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
九州建設総務部 管理課		R5.1.17	

表紙共2枚

仕様書件名：目達原#243整備工場昇降機保守点検

件名	目達原#243整備工場昇降機保守点検	図番号	1/2
図名	紙	縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	設計
			
九州補給処 総務部		管理課	
		R5.1.17	

仕様書

- 1 件 名：目達原#243整備工場昇降機保守点検
- 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 期 間：令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日
- 4 概 要：#243整備工場昇降機(106全支第2整備工場)1機の定期点検POGを実施する。なお、昇降機の仕様については下表による。

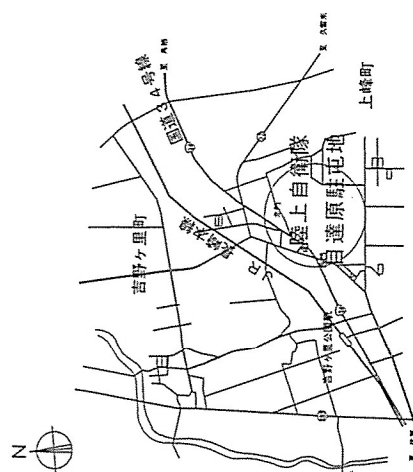
#243整備工場昇降機仕様	
製造者名	中央エレベータ 併
型式	CFL-135-30-T
制御方法	インバーター制御方式
機種	ロープ式
用途・号機	小荷物専用昇降機 1号機
定格荷重	135kg
定格速度	30m/min
運転操作方式	自動押印相互階方式
停止段数	1階~2階 2箇所
昇降行程	5,800mm
鋼製成形レール	8mmφ 2本 1:1
電動機	1.5kw 6.4A AC200V 60Hz
電源	貫通タイプ
出入口寸法	開口 900mm 奥行 1,100mm
高さ	1,200mm

- 5 一般事項：
- (1) 本保守点検は特記事項によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び解説平成30年版」に定めるところによる。
 - (2) 本保守点検は(1)によるもののほか、年度内に必要に応じて実施する。
 - (3) 請負者は本仕様書及び現場において、不明な点が生じた場合、監督官と調整すること。
 - (4) 請負者は本保守点検に際し、既設物等を汚破損した場合は、速やかに原形に復旧すること。
 - (5) 請負者は本保守点検にあたり、現場の整理整頓、安全管理に努めること。

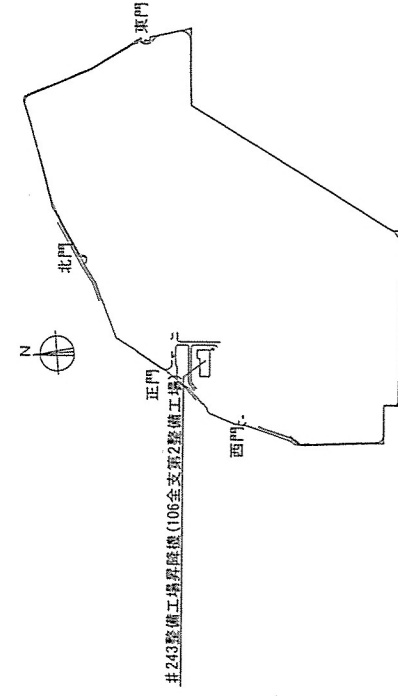
- 6 特記事項：
- (1) 定期点検の内容については、下表によるものとし、各部の点検及び調整を実施する。

点検項目 (毎月分)	点検項目 (年1回)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 運転状態 2. ゲートSW 3. かご戸 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制御器 ヒューズ 2. 制御器 絶縁 3. 巻上機 鋼車 4. 巻上機ブレーキランニング 5. 巻上機 ブレーキ 制動力
<ol style="list-style-type: none"> 1. 乗場押ボタン 2. 表示ランプ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主索又は積及び開運機ロープの取付部 2. 速度 定格速度(上昇)(下降)
<ol style="list-style-type: none"> 1. ビット内環鏡 2. バックアパー 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共通 1. かご室 2. 移動ケーブル及び取付部 3. かごの枠
<ol style="list-style-type: none"> 1. ドアインターロック装置 2. 乗場戸 3. かご上環鏡 4. 位置SW 5. 着床装置 6. ケーブル 7. 各ワイヤー 8. ガイドシュー 9. レール 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 側面ガイドレール及びブラケット 2. おもりのガイドレール等 3. おもりの側ガイドレール及びブラケット 4. 昇降路における壁又は囲い 5. つりあいおもりの底部間隙
<ol style="list-style-type: none"> 1. 室内環鏡 2. 制御機構 3. 電動機 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常解除装置

- (2) 本保守点検実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- (3) 請負者は定期点検及び建築基準法に基づく点検完了後、点検報告書を1部監督官に提出する。また請負者所定の点検報告書を使用する場合は、その様式は仕様書の点検内容を反映させたものとする。
- (4) 請負者は昇降機の故障等で連絡を受けた場合は、早急に担当者を派遣し現状復旧する。
- (5) 請負者は初回点検時に各点検状況を撮影し、1部監督官に提出するものとする。
- (6) 請負者は別途に経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告するものとし、その際見積書を添付する。



目達原駐屯地周辺案内図








目達原駐屯地配置図

件名	目達原#243整備工場昇降機保守点検	図面番号	2/2
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
九州補給処総務部管理課			
		縮尺	RS. / / 7

表紙共3枚

仕様書件名：目達原#285建物昇降機保守点検

件名	目達原#285建物昇降機保守点検		図面番号	1/3
図名	表紙	縮尺	—	
総務部長	管理課長	営繕班長	工事係係長	設計
				
九州補給処 総務部 管理課				
				R5.1.17

仕様書

- 1 件名：目達原#285建物昇降機保守点検
- 2 場所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 期間：令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日
- 4 概要：#285建物昇降機(合同整備工場)1機の定期点検POGを実施する。なお、昇降機の仕様については下表による。

#285建物昇降機仕様	
製造者名	日本昇降機株式会社
型式	荷物用エレベータ(一般型)(機殻壁なし)
制御方法	交流可変電圧可変周波数制御
用途・号機	1機
操作方式	車庫自動式
積載量・定員	960Kg 1名
走行速度	4.5m/min 以上
停止箇所	2箇所
昇降行程	8.0m
基礎階	1階
電源	60Hz
昇降路構造	S造
電動機	7.5KW
内法寸法	(開口)1,500mm2 (奥行)500mm2 (高さ)300mm
出入口寸法	(開口)1,500mm (高さ)2,300mm
かご至	3枚片引戸電動式
かご操作盤	平天井、保護マツト(着脱式)、ゴムタイル
位置表示器	ステレンスレヘアライン仕上げ(一般型)、ストロークボタン、デジタル式
看板	無し
乗り場	大柱 鋼板塗装仕上げ
乗場	鋼板又はアルミニウムの材質
乗場操作盤	鋼板塗装仕上げ 遮断エレベーター乗場戸
位置表示器	ステレンスレヘアライン仕上げ(一般型)、デジタル式
保護装置	戸開走行保護装置
イランターホン	親機 1階玄関内 子機 エレベーター内
乗過ぎ防止装置	積載荷重が制限荷重超過時、ボタンが鳴動し、扉が開いたまま運転停止
照明	タイマースタレーによる運転停止時の、かご内照明及び換気扇の自動消灯及び停止
地震等管制運転装置	地震等管制運転装置
火災時管制運転装置	火災時管制運転装置
停電時自動着床装置	停電時自動着床装置
冠水時管制運転装置	冠水時管制運転装置
管制運転	

- 5 一般事項：
 - (1) 本保守点検は時記事項によるほか、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び解説図形集」に定めるところによる。
 - (2) 本保守点検は(1)によるもののほか、年度内に必要に応じて実施すること。
 - (3) 請負者は本仕様書及び現場において、不明な点が生じた場合、監督官と調整すること。
 - (4) 請負者は本保守点検に際し、既設物を汚損した場合は、速やかに原形に復旧すること。
 - (5) 請負者は本保守点検にあたり、現場の整理整頓、安全管理に努めること。

- 6 特記事項：
 - (1) 定期点検の内容については、下表によるものとし、各部の点検及び調整を実施する。

点検項目(毎月分)

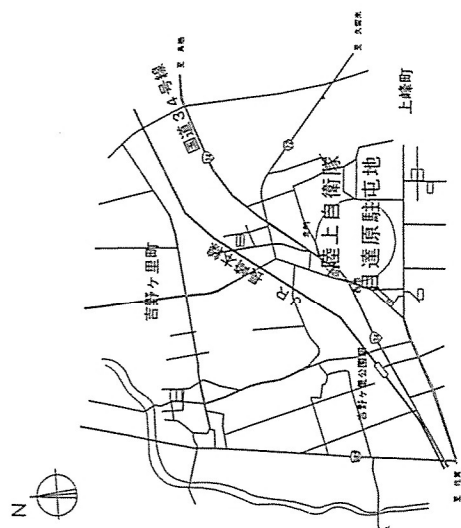
昇降路	乗場	出入口関係
1. 運転状態 2. 制御盤・受電盤 主開閉操作 3. 制御器、接地・開閉器及び遮断器 4. 接触器、継電器及び運転制御用基板 5. 制御盤カバースイッチ 6. 巻上機ブレーキスリッパ 7. 巻上機ブレーキスイッチ 8. 巻上モーター 作動の確認 昇降路 1. かご・おもり給油器 2. かご上環境 3. 安全SW 4. 非常口SW 5. 主索又は鎖(主索) 6. 位置SW 7. 着床装置 8. ケーブル 9. かごガイドシュー 10. つりあいおもりガイドシュー 11. つりあいおもり棒 12. かご制レール 13. おもり制レール 14. ピット床 15. 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ 16. 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ かご室 1. 運転状況 2. ゲートSW 3. セーフティシュー 4. 操作盤 5. 照明・ファン 6. 停電灯装置 7. 外観連絡装置 8. かごの扉又は囲い、天衣及び床 9. かごの扉のスリッパ 10. かごの扉の戸のスリッパ 11. 床合わせ補正装置及び着床装置 12. かご操作盤及び表示器 13. 外部への連絡装置 14. かご内の停止スイッチ 15. 用途、積載量及び最大定員の標識 16. かごの照明装置 17. かご上の停止スイッチ	1. 乗場押しボタン 2. 押しボタン等及び表示器 4. ドア開閉機構 5. 乗り場の戸及び扉 6. 扉開閉機構 7. ドアロープ 8. 遮断ドア気密材 9. 光電装置	

件名	目達原#285建物昇降機保守点検	図面番号	2/3
図名	仕様書	縮尺	—
九州補給処 総務部 管理課		日付	15. / 17

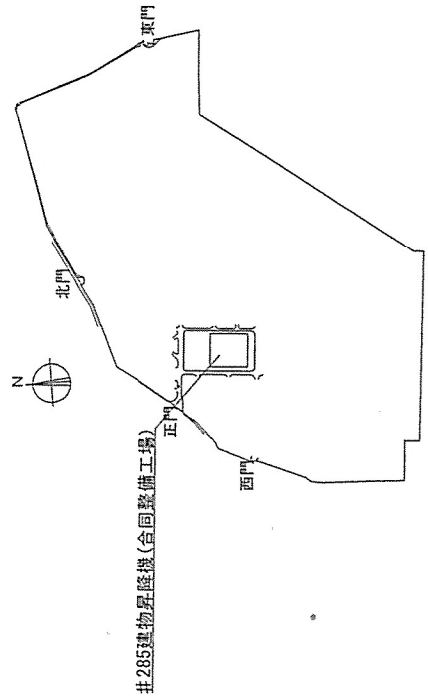
点検項目 (年1回)

付加装置
1. 水災時警報用運転装置
2. 停電時警報用運転装置
3. 地震時警報用運転装置
4. 冠水時警報用運転装置
駆動装置
1. 制御器 ヒューズ
2. 制御器 絶縁 電動機の回路 300V以下
3. 巻上機 綱車
4. 巻上機 プレーキ ランニング
5. 巻上機 プレーキ 制動力
6. 調速機
7. 調速機 ロープ
8. 駆動装置等の耐震対策
9. 調速機 (キャッチ作動速度) (過速スイッチの作動速度)
共通
1. 主索又は鋼及び調速機ロープの取付部
2. 主索又は鋼の張り締め線出装置
3. はかり装置
4. 速度 定格速度 (上昇) (下降)
かご室
1. ドアゾーン行き過ぎ制限装置
2. 戸開走行保護装置
3. 停電灯装置
4. 施錠装置
5. かごのガイドシニュー等
6. かご下 綱車
7. 移動ケーブル及び取付部
8. かごの枠
昇降路内
1. 頂部綱車
2. かご側ガイドドレール及びびブラケット
3. おもりのガイドシニュー等
4. おもり側ガイドドレール及びびブラケット
5. おもり側 つり車
6. 昇降路における壁又は囲い
7. 昇降路内の耐震対策
8. かご非常止め装置
9. 張り車
10. ピット内の耐震対策
11. つりあいおもりの底部間隔
12. かごの下降防止装置
飛揚
1. 非常解錠装置

(2) 本保守点検乗施に際し、本仕様書に明記なき事項について作業上当然すべき事項は実施するものとする。
 (3) 請負者は定期点検及び建築基準法に基づき点検完了後、点検報告書を作成し、点検報告書は1部監督官に提出する。
 また請負者は所定の点検報告書を使用する場合、その形式は仕様書の点検内容を反映させたものとする。
 (4) 請負者は昇降機の故障等で連絡を受けた場合は、早急に担当者派遣し現状復旧するものとする。
 (5) 請負者は初回点検時に各点検状況を撮影し、1部監督官に提出するものとする。
 (6) 請負者は別途に経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告するものとし、その
 際見積書添付する。



自達原駐屯地周辺案内図



自達原駐屯地配置図